

1. 建築基準法に基づく中間検査時の提出書類等についてのお願い

兵庫県内の一部の地域において中間検査を受ける場合、条例・細則等に基づく書類の提出が必要になりますのでご準備をお願いいたします。詳細は次のとおりです。

- 1. 対象となる建築場所：神戸市内、芦屋市内、明石市内、加古川市、高砂市内
- 2. 対象建築物：法第6条第1項第3号の木造建築物等で中間検査が必要なもの
- 3. 提出書類（次の書類及び部数）

- ・木造（木造とその他の構造とを併用する建築物を含む）
 - ・筋かい、耐力壁の位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 一部
 - ・土台、柱、梁、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法と接合金物を明示した図書 一部
 - ・建築基準法施行令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書 一部
- ・木造以外
 - ・基礎伏図及び建築物の基礎の構造耐力上主要な部分である部材の形状、寸法及び仕様を明示した図書 一部
- 4. 提出時期：中間検査実施当日まで
- 5. 提出先：検査の申請窓口または検査員

2. 中間・完了検査時における書類提示のお願い

- 構造関連の監理報告書等の提示について
中間・完了検査当日においては施工・監理状況把握のため、現地にて関係書類の確認をさせていただきます。
監理状況の確認は、原則として弊社作成の中間・完了検査チェックシート(監理書類検査)の内容に沿って行います。従って、監理者においては、施工・監理状況が把握できる各種試験結果、写真、検査記録等の十分な監理及び整理をお願い致します（書式・まとめ方は監理者の様式で結構です。）。
なお、「中間・完了検査チェックシート(監理書類検査)」を予め提出いただいた場合、上記関係書類内容確認・検査時間の効率化が図られますので、ご活用をお勧め致します。
※様式は弊社HP：建築確認申請書類ダウンロード→各種工事関係報告書類→中間・完了検査チェックシート（監理書類検査）

- 設備関連の監理報告書等の提示について
中間又は完了検査の際に、S造、RC造及びSRC造等の建築物で3階以上の階を有し、又は延べ面積が500㎡を越えるもので、次に掲げる設備を設置する場合については、各設備の監理報告書の提示を求める場合がありますので、あらかじめご準備いただきますようお願いいたします。
 - ・防火戸（煙・熱感知器）
 - ・排煙設備（機械）
 - ・非常用照明設備
 - ・給排水その他配管設備
 - ・ダンパー（煙・熱感知器、温度ヒューズ）
 - ・避雷設備
 - ・ガス配管設備
 - ・機械換気設備
 - ・空調設備※ 様式は弊社HP：建築確認申請書類ダウンロード→各種工事関係報告書類→建築設備工事監理報告書

- 検査特例の適用を受ける場合の写真提出について
令第10条各号の検査特例の適用を受ける場合は建基法施行規則に基づき写真の添付が必要となりますので、申請時に次のとおり御準備いただきますようお願いいたします。
必要な時期： 屋根の小屋組・構造耐力上主要な部分の軸組若しくは耐力壁及び基礎工事終了時
必要な写真： 軸組み・仕口その他の接合部、鉄筋部分等
提出時期： 下表のとおり

検査の組み合わせ	中間（基礎の工程）A	中間（建て方の工程）B	完了検査C
A+B+C	配筋写真	軸組み接合部写真	—
A+C	配筋写真	—	軸組み接合部写真
B+C	—	配筋・軸組み接合部写真	—
C	—	—	配筋・軸組み接合部写真